

18 歳までの子どもの医療費を無償化します

市では、子どもたちの健やかな成長の支援と子育て世帯の負担軽減を図るため、令和 8 年 7 月から 18 歳（高校 3 年生）までの子どもの医療費について、医療費の一部負担金（窓口負担）の全額を助成します。

満年齢	令和 8 年 6 月末まで	令和 8 年 7 月から
7 歳～18 歳 (小学生～高校生)	入院したとき：2,000 円／月 通院したとき：1,000 円／月	自己負担なし (0 円)
出生後～6 歳 (小学校就学前)	自己負担なし	自己負担なし (変更なし)

※次の費用は助成対象外のため自己負担になります。
入院したときの食事代、健康保険が適用されない費用（病衣料、差額ベッド料、予防接種の代金、診断書料、薬の容器代、初再診・時間外・先発医薬品選定療養費、自由診療の治療代等）

保護者の方へ 全てのお子さんの受給資格証を新しいものに切り替えます

- 令和 8 年 7 月から使用する「子ども医療費受給資格証（水色）」を 6 月末までに郵便でお届けします。7 月からは新しい受給資格証をお使いください。
- 受給資格証が届きましたら、必ず記載内容をお確かめください。保護者や加入している健康保険が変わっている場合は、早めに保険課・各分庁舎の窓口、電子申請、郵便申請で届け出てください。
- 島根県内（県外の一部の医療機関を含む）の医療機関を受診するときは、これまでどおりマイナ保険証・健康保険資格確認書と併せて受給資格証（水色）を医療機関の窓口で提示してください。
- 島根県外の医療機関を受診したときは、医療費の一部負担金（窓口負担）を支払った後に、保険課・各分庁舎の窓口で領収書を添えて払い戻しの申請をしてください。
- これまでお使いの「児童医療費受給資格証（緑色）」「乳幼児等医療費受給資格証（紫色）」は、令和 8 年 7 月以降は使えませんので、ご家庭で処分してください。

福祉医療費受給資格証（ピンク色）をお持ちの方へ

- 子どもの医療費助成は、福祉医療費助成制度（重度心身障がい児・ひとり親家庭）により助成を受けた後、窓口負担額の残りがある場合に適用します。
- 医療機関を受診するときは、マイナ保険証・健康保険資格確認書・子ども医療費受給資格証と併せて福祉医療費受給資格証（ピンク色）を医療機関の窓口で提示してください。
- また、島根県外の医療機関を受診したとき・補装具等を作成したとき等、医療費の払い戻しを受けるときは、障がい者福祉課・各分庁舎の窓口で領収書を添えて払い戻しの申請をしてください。

こんなときは手続きをしてください

手続き	こんなとき	必要なもの
受給資格証の 手続き	◆お子さんが生まれたとき ◆転入してきたとき ◆転居したとき ◆加入している健康保険が変わったとき ◆受給資格証をなくしたとき ◆転出するとき	・受給資格証 ・お子さんのマイナ保険証と保護者のスマートフォン、またはお子さんの資格確認書 ※窓口のほか、インターネット、郵便で手続きができます。 
医療費 払戻しの 手続き	◆県外の医療機関にかかったとき ◆受給資格証やマイナ保険証・資格確認書を医療機関に提示できなかったとき ◆医師の指示によりコルセットや 9 歳未満の子どもの弱視治療用眼鏡等を作成したとき	・受給資格証 ・医療費の領収書 ・健康保険療養費支給のお知らせ ・治療用装具製作指示書等 ※窓口、郵便で手続きができます。 

窓口に来られる方は、本人確認ができるもの（マイナンバーカード、運転免許証等）をお持ちください。

【問い合わせ先】市保険課 保健・年金係（子どもの医療費助成制度担当） ☎ 31-0215 ☎ 24-0180